

すぎなみ



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

発行/杉並区
編集/広報課
〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1

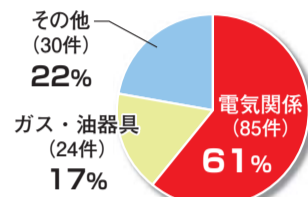
区の代表電話 3312-2111
FAX3312-9911 (広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

マイナンバー総合フリーダイヤルをご利用ください 2
28年度区民健康診査・がん検診などのお知らせ 3
28年度国民健康保険料の料率が決まりました 4
すぎなみ地域大学 5～7月開講講座の受講生募集 9
4月6日(水)～15日(金) 春の全国交通安全運動12

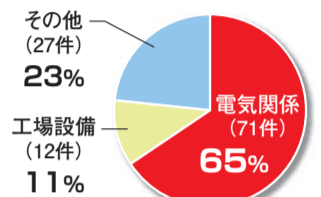
地震による 電気火災 を防ぎましょう!

大規模地震時に発生した火災の

6割以上が電気火災!

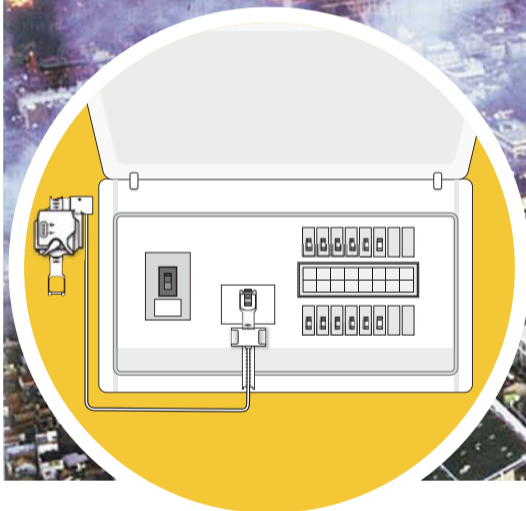


▲阪神・淡路大震災



▲東日本大震災

※いずれも出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書について(概要)より作成。



感震ブレーカー

阪神・淡路大震災発生直後の様子 写真提供：東京消防庁

震災時の電気火災を予防するため、東京都が計画した「防災都市づくり推進計画」整備地域を基本とした地域(特定地域)を対象に、簡易型感震ブレーカーの設置を支援します。 —問い合わせは、防災課へ。

◇感震ブレーカーとは

震度5強以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として、電気を止める装置です。

◇対象者(3000世帯〈申込順〉)

方南1丁目、阿佐谷北1～6丁目、阿佐谷南1・2丁目、天沼1丁目、高円寺北2～4丁目、高円寺南2～4丁目、本天沼1丁目に在住または家屋を有する希望世帯(3000世帯)。

※特定地域以外の方は、「平成28年度 杉並区防災用品あっせんのご案内」(町会・防災会などでの回覧、区役所・区民事務所・地域区民センター・図書館などで配布。区ホームページからもご覧になれます)をご覧ください。

◇事業内容

申込書類の審査後、協定を締結している杉並区小規模建設事業団体連絡会の事業者が訪問し、簡易型感震ブレーカー1台を分電盤に設置します。器具は区が提供します。

※設置料金一律2000円をお支払いいただきます。

◇申請方法(6月30日〈消印有効〉締め切り)

申込書類(右記。いずれも防災課〈区役所西棟6階〉で配布。区ホーム

ご注意ください!!

ブレーカーの状況によっては 設置できない場合があります

詳細は、チラシ(防災課、一部の区民事務所・地域区民センター、図書館など〈詳細は、防災課へお問い合わせください〉)で配布)や区ホームページをご覧ください。

ページからも取り出せます)を、6月30日(消印有効)までに防災課地域防災係FAX3312-9402へ郵送・ファクス(1世帯につき1回のみ。分電盤が複数ある場合はお問い合わせください)。

●申込書類

- ①杉並区感震ブレーカー設置支援事業申請書
- ②感震ブレーカー設置可否判断チェックシート
- ③杉並区感震ブレーカー設置支援事業承諾書(アパートや借家などの民間賃貸住宅、公共住宅など賃貸住宅の場合のみ。承諾書は家主や住宅管理者などに作成してもらいます)

28年度

成人祝賀のつどい

28年度の「成人祝賀のつどい」を下記のとおり開催します。お住まいの地域(町名)ごとに次の時間にお越しください。

時29年1月9日(祝) **場**杉並公会堂(上荻1-23-15) **対**区内在住で平成8年4月2日～9年4月1日生まれの方(該当する方には11月末に案内状を送付する予定です) **問**児童青少年課青少年係 ☎3393-4760

〈28年度 成人祝賀のつどい〉

開始予定時間	住 所	中学校区
第1回 午前10時30分 (9時30分開場)	天沼、井草、今川、荻窪、上井草、上荻、久我山、清水、下井草、松庵、善福寺、高井戸西、西荻北、西荻南、本天沼、南荻窪、宮前、桃井の全域、阿佐谷北(3丁目5～7・11～43番、4丁目2～12・18～28番、6丁目14～25・27～33番)、上高井戸(1・2丁目)、高井戸東(4丁目3～21番)	天沼、井荻、井草、荻窪、松溪、神明、中瀬、西宮、東原、富士見丘、宮前
第2回 午後2時30分 (1時30分開場)	阿佐谷南、和泉、梅里、永福、大宮、高円寺北、高円寺南、下高井戸、成田西、成田東、浜田山、方南、堀ノ内、松ノ木、和田の全域、阿佐谷北(1・2丁目、3丁目1～4・8～10番、4丁目1・13～17・29・30番、5丁目、6丁目1～13・26・34～49番)、上高井戸(3丁目)、高井戸東(1～3丁目、4丁目1・2・22～28番)	阿佐ヶ谷、和泉、大宮、高円寺、高南、向陽、杉森、泉南、高井戸、東田、松ノ木、和田

※開場時間前には入場できません。

マイナンバー総合フリーダイヤル をご利用ください

マイナンバー制度、通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)等に関するお問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤルをご利用ください。開設時間は下表のとおりです。

なお、27年9月から区が開設していたコールセンターは、3月31日で終了しました。

問情報政策課社会保障・税番号制度調整担当

〈マイナンバー制度、通知カード、マイナンバーカード等に関する問い合わせ〉

開設時間	月～金曜日午前9時30分～午後8時(土・日曜日、祝日は午後5時30分まで)
電話番号	<p>● マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178</p> <p>◇一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合(有料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバー制度に関すること ☎050-3816-9405 ● 通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)に関すること ☎050-3818-1250 ◇英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応窓口 ● マイナンバー制度に関すること ☎0120-0178-26 ● 通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)に関すること ☎0120-0178-27

〈マイナンバーカード紛失・盗難によるカードの一時利用停止〉

開設時間	24時間365日対応
電話番号	<p>● マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178</p> <p>◇一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合(有料)</p> <p>☎050-3818-1250</p> <p>◇英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応窓口</p> <p>☎0120-0178-27</p>

堀ノ内・高円寺地区の一部をみどりのベルトづくり推進地区に指定しました

杉並区みどりの条例第24条に基づき、特にみどりの保全および育成を図るべき地区として、「堀ノ内2・3丁目、松ノ木2・3丁目、梅里1・2丁目」を、みどりのベルトづくり堀ノ内推進地区に指定しました。

推進地区に指定されたことで、緑化助成の緩和や道路沿いに緑化をする際に、協定を締結した団体に対して区から植物や資材の提供を行うことができるようになります。

また、21年度にモデル地区として指定した高円寺地区は、高円寺推進地区として継続的にみどりのベルトづくり事業を進めていきます。

問みどり公園課みどりの計画係

省エネなんでも相談・機器展示会

時4月11日(月)～15日(金)午前8時30分～午後5時(相談コーナーは9時から) **場**区役所1階ロビー **内**①低炭素化推進機器等の展示と機器説明②太陽光発電設置相談コーナー③電気自動車用充電設備コーナー④緑のカーテン推進コーナー⑤省エネなんでも相談コーナー **対**区内在住・在勤・在学の方 **問**環境課環境活動推進係 **他**お持ちの方は、②屋根の図面、電気検針票⑤電気・ガス・水道の検針票持参

低炭素化推進機器の導入を助成します

◇内容

右表のとおり。詳細は、区ホームページをご覧ください。

◇対象

区民(設置完了までに区民になる方を含む)、区内中小企業者(代表者が区民であること)、共同住宅管理組合および管理者、医療法人、社会福祉法人、学校法人、町会・自治会、商店街組合等で、区内建物に対象機器を設置する方。

※すでに設置済みの方を除く。過去にこの助成を受けた機器での再申請は不可(耐用期間を超えている場合を除く)。

◇申請

申請書(環境課環境活動推進係(区役所西棟7階)で配布。区ホームページからも取り出せます)等を、機器設置前の4月4日～29年2月28日に同係へ持参(ただし、予算枠に達し次第終了。完了報告は29年3月17日まで)。

問環境課環境活動推進係

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日から(指定があるものを除く)。

※市外局番「03」の表記を省略しています。

生活の不安…

一人で悩まず、ご相談ください!

くらしのサポート ステーション

生活自立支援窓口

病気や失業などで経済的に困っている、収入はあるが支出とのバランスがとれていない、お子さんの学習環境に悩みがあるなど、生活をする上で心配事を抱えている方はぜひ相談してください。専門の相談員が話を聞き、一人一人に寄り添いながら、一緒に考え、解決に向けてお手伝いします。

本人だけでなく、ご家族など、周りの方からの相談もお受けします。

【問い合わせ】くらしのサポートステーション

荻窪5-15-13 あんさんぶる荻窪4階 ☎3391-1751 ✉kurashi@sugisyakyo.com ▷開設時間=月～金曜日午前8時30分～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

〈杉並区低炭素化推進機器導入助成金〉

機 器	補助額 (1000円未満は切り捨て)	限度額
太陽光発電システム	4万円×太陽電池モジュール公称最大出力数(kw)	12万円
強制循環式ソーラーシステム	2万円×太陽熱集熱器の面積(m ²)	6万円
自然循環式太陽熱温水器	1万円×太陽熱集熱器の面積(m ²)	2万円

機 器	金額
定置用リチウムイオン蓄電池	15万円(定額)
自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	5万円(定額)
家庭用燃料電池(エネファーム)	5万円(定額)

●発行日…毎月1日・11日・21日

●杉並区役所 ☎3312-2111 (代表) 〒166-8570 阿佐谷南1-15-1

28年度区民健康診査・がん検診などのお知らせ

問い合わせは、杉並保健所健康推進課健診係（荻窪5-20-1 ☎3391-1015）へ。

全ての健（検）診の対象年齢は、28年度（4月～29年3月）中に誕生日を迎えた満年齢です。各健（検）診とも、5月末から区ホームページで実施医療機関一覧がご覧になれます。なお、受診期間終了前は大変混み合います。早めの予約、受診をお勧めします。

★胃がん検診（内視鏡検査）を9月1日から開始します。詳しくは、下記のがん検診をご覧ください。

健診区分	対象者	受診期間（休診日を除く）	健診・検査内容と費用	申込締め切り
成人等健診 ※1	30～39歳で職場などの健診を受ける機会がない方	【4～9月生まれ】 6月1日～10月31日 (受診券は5月末に発送)	★全員に実施 ■問診 ■測定（身長・体重・腹囲） ■血圧測定 ■血液検査 ■尿検査 ★医師が必要と認めた場合に実施 ■貧血検査 ■心電図 ■眼底検査（64歳以下の方は実施基準があります） ★希望する方に実施（有料） ■胸部エックス線検査（300円）…30～64歳（65歳以上の方は無料） ■大腸がん検診（200円）…40歳以上 ■前立腺がん検診（500円）…50・55・60・65・70歳の男性	最終締め切り(必着) 29年1月16日(月)
特定健診 ※2	40～74歳で杉並区国民健康保険に加入している方	【10～3月生まれ】 8月1日～29年1月31日 (受診券は6月末に発送) ※3		区への申し込みは必要ありません
後期高齢者健診	後期高齢者医療制度に加入している方			

- ※1. 成人等健診対象で、25～27年度中の受診期間中に1回以上受診した方は、区への申し込みは必要ありません。
- ※2. 40～74歳で杉並区国民健康保険以外の医療保険に加入している方は、各医療保険者（健康保険組合・協会けんぽ・国保組合など）が実施する特定健診を受診してください。ご不明な点は、各医療保険者または事業所などにご確認ください。
- ※3. 受診期間は原則記載のとおりです。ただし、この期間に受診できない方は受診券到着時から受診が可能です。29年1月31日を過ぎると、受診できなくなりますので、ご注意ください。

検診名	検診・検査内容	対象者	受診場所	受診間隔	受診期間（休診日を除く）	費用	受診券の発送日	締め切り（必着）
胃がん検診 ※4	胃部エックス線検査	40歳以上の方	杉並保健所3階	毎年受診	4月14日～29年3月11日の木・金・土曜日（祝日等を除く）	各500円	◇新規申し込み 毎週月曜日締め切り＝木曜日発送 ◇杉並保健所3階で27年度に受診 4～6月に受診した方＝4月上旬発送 7月以降に受診した方＝5月末発送	29年2月13日(月)
	胃内視鏡検査	50歳以上の方	指定医療機関	隔年受診 ◆今年度受診した方は、29年度の胃部エックス線検査を含め、胃がん検診受診不可	9月1日～29年2月28日	1000円		◇新規申し込み ①5月16日(月)締め切り…5月末発送 ②6月6日(月)締め切り…6月末発送 ③6月27日(月)締め切り…7月上旬発送 ④7月4日(月)締め切り…7月中旬発送 ●7月4日以降に申し込み 毎週月曜日締め切り＝木曜日発送 ●その他の方 「新規申し込み方法」※7
肺がん検診 ※5	胸部エックス線検査（喀痰細胞診検査（肺がんのリスクが高いと医師が判断した場合））	35歳以上の方	指定医療機関	毎年受診	6月1日～29年1月31日	各500円	◇区民健康診査の対象の方 ●区民健康診査と同時に受診。前立腺がん検査は、区内の実施医療機関のみ実施。 ●実施医療機関に区民健康診査の予約をする際、あわせて申し込み。 ◇社会保険（職場などの医療保険）に加入の方 ●受診券不要（区への申し込みも不要）。受診期間内に杉並区内の実施医療機関へ直接申し込み。 ★受診時に保険証を持参。	29年1月16日(月)
子宮頸がん検診 ※6	視診・内診 頸部細胞診検査	20歳以上の女性		隔年受診 ◆27年度に受診していない方	6月1日～29年2月28日			
大腸がん検診	便潜血検査（2日法）	40歳以上の方	指定医療機関	毎年受診	6月1日～29年1月31日	200円		
前立腺がん検査	採血によるPSA検査	50・55・60・65・70歳の男性	区内の指定医療機関			500円		

- ※4. 次の方は申し込みをご遠慮ください①胃の手術を受けたことがある②現在、胃および十二指腸の疾病治療中または経過観察中③妊娠中または妊娠の可能性がある。胃内視鏡検査希望者は①～③のほか、④内視鏡が挿入できない⑤呼吸不全・心疾患・高血圧の場合⑥抗血栓薬服用中。
- ※5. 次の方は申し込みをご遠慮ください①肺がん、肺疾患で治療中・経過観察中②妊娠中または妊娠の可能性のある③血痰が出る。
- ※6. 次の方は申し込みをご遠慮ください①乳腺科の疾病治療中・手術後・経過観察中②妊娠中・授乳中・断乳直後（6カ月以内）③豊胸術後、水頭症シャント術後の方④心臓ペースメーカー装着者。

がん検診無料クーポン券		国の施策に基づく、がん検診事業です。検診ごとの対象の方は、以下のとおりです。検査内容は上記の杉並区がん検診と同じ内容です。
子宮頸がん検診	乳がん検診	対象者・送付方法・受診期間
①平成7年4月2日～8年4月1日生まれ ②以下の生年月日のうち、平成23年度以降に子宮頸がん検診を受診していない方 ●平成2年4月2日～3年4月1日生まれ ●昭和60年4月2日～61年4月1日生まれ ●昭和55年4月2日～56年4月1日生まれ ●昭和50年4月2日～51年4月1日生まれ	①昭和50年4月2日～51年4月1日生まれ ②以下の生年月日のうち、平成23年度以降に乳がん検診を受診していない方 ●昭和45年4月2日～46年4月1日生まれ ●昭和40年4月2日～41年4月1日生まれ ●昭和35年4月2日～36年4月1日生まれ ●昭和30年4月2日～31年4月1日生まれ	【対象者】 区内在住で左表に該当する女性 【送付方法】 対象者には、無料クーポン券を5月末に発送します。ハガキなどによる申し込みは必要ありません 【受診期間】 29年2月28日までです。受診期間の延長はできません

◆新規申し込み方法 ※7


●ハガキ

【申込先】杉並保健所健康推進課（〒167-0051荻窪5-20-1）
 【記載事項】(1)住所(2)氏名(フリガナ)(3)生年月日(4)年齢(5)性別(6)電話番号(7)希望健(検)診名

ハガキは1人1枚。がん検診はまとめて1枚で申し込みます（申し込みが必要ない健（検）診があります）。

●インターネット（電子申請）

区ホームページ「オンラインサービス（電子申請）」→「よく使われている手続（がん検診・成人等健康診査）」からアクセスできます。

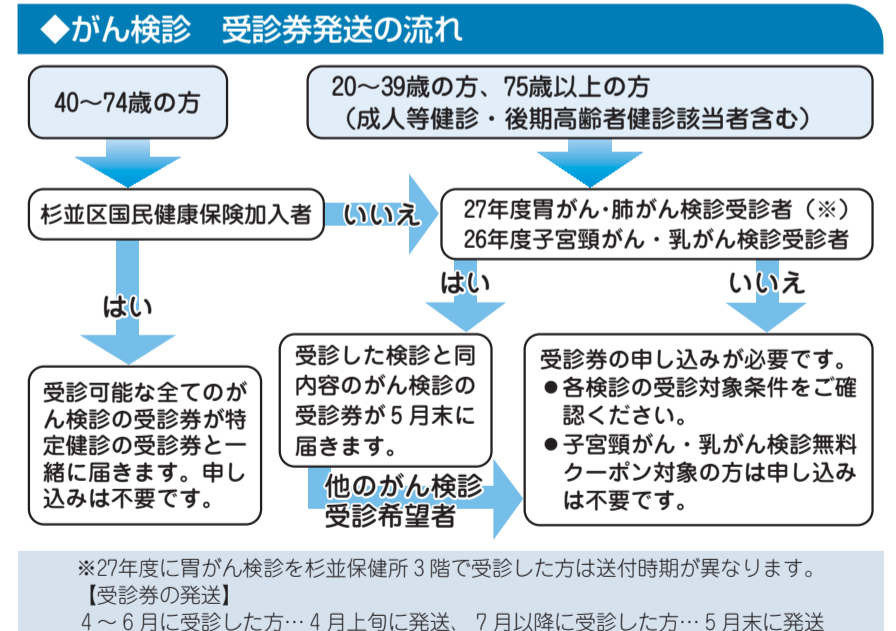


右QRコードからもアクセスできます（一部対応していない機種があります）。

【利用方法の問い合わせ】電子申請サービスヘルプデスク ☎0120-03-0664（平日午前8時30分～午後6時）

●窓口（杉並保健所健康推進課）

※各健（検）診の費用は、受診する窓口でお支払いください。なお、生活保護および中国残留邦人等の生活支援給付受給者は費用が免除されます。該当の方で受診券に「免除」の表示がない場合は、受診前に杉並保健所健康推進課、各保健センター、各福祉事務所で免除の申請をしてください。



成人歯科健康診査・眼科検診		成人歯科健康診査は歯周疾患の早期発見・治療および口腔の健康保持・改善のために、眼科検診は中高年者の緑内障と加齢黄斑変性の早期発見・治療を目的に実施しています。対象者の方には受診券を郵送します。ハガキなどによる申し込みは必要ありません。		
健（検）診名	対象者	健（検）診内容など	費用	受診期間（医療機関の休診日を除く）
成人歯科健診	20・25・30・35・40・45・50・60・70歳	問診、口腔内診査、健診結果判定に基づく指導（1回）	無料	6月1日～12月28日 （5月末に受診券発送）
成人歯科健診再評価調査	27年度に成人歯科健診を受診した方（60・70歳受診者を除く）	昨年度の歯科健診がどのように役立てられたかを調査（聞き取りなど）し、歯科保健指導を行います。受診した医療機関から連絡します		
眼科検診	40・45・50・55・60歳	問診、眼圧測定、眼底検査（細隙顕微鏡検査）	300円	10月1日～29年1月31日 （9月末に受診券発送）

凡例 時＝日時 場＝場所 内＝内容 師＝講師 対＝対象 定＝定員 費＝参加費（記載のないものは無料）
 申＝申し込み（記載のないものは直接会場へ） 問＝問い合わせ 他＝その他 【記号】 ☒＝Eメールアドレス ☒＝ホームページアドレス

28年度国民健康保険料の 料率が決まりました

国民健康保険の保険料は前年所得が確定する6月中旬に決定し、各世帯に保険料額通知書を送付します。

通知する保険料額は12カ月分(4月～29年3月)ですが、納期は10回(6月期～29年3月期)です。4・5月の保険料は、6

月期からの納期に割り振って上乘せします。

●他の保険の適用となった方へ

勤務先の保険に加入した方、家族の保険の被扶養者として認定された方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。

勤務先や健康保険組合などは脱退手続きを行いませんので、保険証などの新しい保険に加入していることが分かるものと国民健康保険証を持参の上、国民年金課国保資格係または区民事務所へお越しください。

●**納付のご案内**
保険料は、杉並区の国民健康保険に加入している方が、病气やけがなどで医療機関等にかかったときの医療費に充てられる大切な財源です。国民健康保険料を安定的に運営するため、保険料は納期限までに必ず納付してください。

●口座振替をご利用ください

納め忘れの心配がない口座振替をご利用ください。ご希望の方はご連絡ください。

●納付書での納付

銀行などの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)、コンビニエンスストア、国保年金課(区役所東棟2階)、区民事務所まで納付できます。

ただし、30万円を超える納付書はコンビニエンスストアでは使用できませんのでご注意ください。

●ご相談ください

倒産や失業など、やむを得ない事情で保険料を納めることができなくなった方は、国保年金課国保収納係に電話で早めの相談をお願いします。分割納付などに対応することもできます。

●**納付書での納付**
銀行などの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)、コンビニエンスストア、国保年金課(区役所東棟2階)、区民事務所まで納付できます。

28年度国民健康保険料はこのように計算します

同一世帯の加入者の加入期間ごとに下表A.医療分、B.後期高齢者支援金分、C.介護分を計算し、世帯で合算します。世帯で合算した所得金額が一定の基準以下の場合には均等割額が減額されます。

◇28年度保険料簡易計算方法

ここでは簡易な計算方法を載せています。加入者全員の加入期間が同じとしてまとめて計算し、均等割額の減額判定は考慮していません。正式な保険料額は6月に送付する「杉並区国民健康保険料額通知書」でご確認ください。

	40歳未満の方、65歳～74歳の方		40歳～64歳の方	
加入者数	(1)	人	(2)	人
賦課標準額(※1)	(a)	円	(b)	円

※1 27年1月～12月の総所得金額等(※2)から住民税の基礎控除額(33万円)を差し引いた金額です。加入者ごとに計算して合算してください。

※2 現行の地方税法とは異なります。総所得金額等に以下の項目が含まれている場合はご注意ください。(退職所得=含めません/雑損失の繰越控除=控除しません/分離長期・短期譲渡所得の特別控除=控除します)

A. 医療分

①均等割額 加入者数
1人年間 (1)+(2)
3万5400円 × □人
= □円

②所得割額
賦課標準額 (a)+(b) 所得割料率
□円 × 6.86%
= □円

③合計額 ①+②
= □円/1年
(最高限度額54万円/1年)

B. 後期高齢者支援金分

①均等割額 加入者数
1人年間 (1)+(2)
1万800円 × □人
= □円

②所得割額
賦課標準額 (a)+(b) 所得割料率
□円 × 2.02%
= □円

③合計額 ①+②
= □円/1年
(最高限度額19万円/1年)

C. 介護分 (40歳～64歳の加入者のみ該当)

①均等割額 加入者数
1人年間 (2)
1万4700円 × □人
= □円

②所得割額
賦課標準額 (b) 所得割料率
□円 × 1.41%
= □円

③合計額 ①+②
= □円/1年
(最高限度額16万円/1年)

※A、B、Cごとに「最高限度額」が定められています。上記「③合計額」が最高限度額を超えた世帯は、最高限度額が保険料です。

合計 A+B+C=世帯の28年度保険料 □円

杉並区国民健康保険加入者が利用できる 国保温泉センター割引利用券を 配布しています

- 利用期間 4月1日～29年3月31日
- 配布場所 国保年金課(区役所東棟2階)、区民事務所
- 対象 杉並区国民健康保険に加入している方
- その他 ①利用券受け取りの際には、国民健康保険証を持参してください ②利用券1枚で3名まで利用できます ③定休日、利用料金など詳細は、

割引利用券をご覧ください
国保年金課管理係

今年度の「国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の夏季保養施設利用」は5月ごろに「広報すぎなみ」区ホームページなどでお知らせし、その後区民事務所でもチラシを配布します。

後期高齢者医療制度に 加入の方へ

●28・29年度 後期高齢者医療保険料率のお知らせ

75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度の保険料率が東京都後期高齢者医療広域連合により決定されました。

均等割額が4万2200円から4万2400円に、所得割率が8・98%から9・07%に変更されます。この料率に基づいて計算された28年度保険料のお知らせは、7月に送付します。詳細は、6月の「広報すぎなみ」をご覧ください。

●海外療養費申請手続きの変更のお知らせ

海外療養費(海外でやむを得ず診療を受けた場合の費用)を申請する際に、東京都後期高齢者医療広域連合が海外療養の内容について、療養行為を行った方に照会することに関する「同意書」が新たに必要となりました。同意書以外の必要書類等申請手続きについては、お問い合わせください。

国保年金課高齢者医療係

特別区長会 全国連携シンポジウム

特別区(23区)では、全国各地域との信頼関係・絆をさらに強化し、連携を深める取り組みとして「特別区全国連携プロジェクト」を進めています。今後、遠隔自治体間連携の取り組みをさらに深めていくにあたり、自治体や国等の関係機関と方向性を共有し、全国に情報を発信する場としてシンポジウムを開催します。

特別区(23区)では、全国各地域との信頼関係・絆をさらに強化し、連携を深める取り組みとして「特別区全国連携プロジェクト」を進めています。今後、遠隔自治体間連携の取り組みをさらに深めていくにあたり、自治体や国等の関係機関と方向性を共有し、全国に情報を発信する場としてシンポジウムを開催します。

4月26日(火)午後2時～4時50分 東京都政会館(千代田区飯田橋3-5-1) 内出

9738 info@tokyo23city-kuchoikai.jp

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日から(指定があるものを除く)。
※市外局番「03」の表記を省略しています。

建築物の不燃化・耐震化助成を拡充します

災害に強い防災まちづくりを推進するため、建築物の不燃化・耐震化の助成を拡充します。

①木造建築物等に対する助成

木造集合住宅の耐震改修に対する助成の拡充、木造住宅密集地域（東京都の防災都市づくり推進計画の整備地域など）の助成拡充および除却助成の新設

②特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化

補強設計に要する費用の助成対象基準額の単価を拡充、耐震改修に要する費用の助成対象事業費の単価および限度額の拡充

③建築物不燃化助成制度の助成

助成対象エリアの拡大および不燃化された建築物（準耐火建築物）の新築工事に対する助成の拡充

①木造建築物等耐震化

対象区域	種別	助成額	
		28年度	27年度
区内全域	木造集合住宅	経費の2分の1(限度額=100万円+15万円×戸数)	経費の2分の1(限度額100万円)
	木造住宅等	経費の3分の2(限度額=200万円)	経費の2分の1(限度額150万円)
木造住宅密集地域	木造集合住宅	経費の3分の2(限度額=200万円+15万円×戸数)	
	木造住宅等(耐震・狭あい道路整備同時施工)	経費の4分の3(限度額=250万円)	
	木造住宅の除却	経費の2分の1(限度額=150万円)	

②特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化

費用の区分	種別	助成額	
		28年度	27年度
補強設計(助成対象基準額)		1000㎡以内5000円	1000㎡以内2060円
		2000㎡未満3500円	2000㎡未満1540円
		2000㎡以上2000円	2000㎡以上1030円
耐震改修・建て替え・除却(助成対象事業費の単価)	マンション以外	5万3000円/㎡	4万8700円/㎡
	マンション	4万9300円/㎡	

③不燃化助成制度

	28年度	27年度
拡充区域	阿佐谷南・高円寺南地区、不燃化特区	阿佐谷南・高円寺南地区
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物=一律250万円 準耐火建築物=限度額100万円 	<ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物=一律250万円 準耐火建築物に対する助成なし

東京都の特定不妊治療費助成制度が改正されました

問い合わせは、東京都福祉保健局少子社会対策部 家庭支援課母子医療助成係 ☎532014375へ。

◆変更点

①年齢別助成回数

東京都特定不妊治療費助成の初回(通算1回目)申請時の年齢により、左表の回数(過去の助成回数も合算)となります。

②初回申請の助成額

1月20日以降に治療が終了した初回(通算1回目)申請の助成額が下表のとおり変更されました。

東京都では、精巣内精子生検採取法等に係る医療費について上乗せ助成を実施し、1月20日から助成範囲が拡大されました。詳細は東京都ホームページをご覧ください。

②初回申請の助成額

治療ステージ	変更後	変更前
A	30万円	20万円
B	30万円	25万円
C	7万5000円	
D	30万円	15万円
E	30万円	15万円
F	7万5000円	

※2回目以降の申請の助成額は、「変更前」の金額となります。

①年齢別助成回数

28年度以降(新制度全面实施)	<ul style="list-style-type: none"> ▷39歳以下の方=43歳になるまでに通算6回まで ▷40~42歳の方=43歳になるまでに通算3回まで ▷43歳以上の方=助成はありません ※年度内回数制限なし。
27年度分の申請について	<ul style="list-style-type: none"> ●26・27年度に初回(通算1回目)申請した方 ▷39歳以下の方=通算6回まで(年度内回数制限なし) ▷40歳以上の方=初年度は3回まで(2年度目以降は1年度2回まで(通算5年度10回まで)) ※25年度までに東京都特定不妊治療費助成を受けたことがある方は、25年度までの制度で助成されます(1年度2回まで(通算5年度10回まで。年齢制限等なし))。

※「年齢」は、東京都の「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」に記載されている治療開始日時点の妻の年齢です。
 ※「年度」は、東京都特定不妊治療費助成事業の助成年度を基準とします。
 ※「通算の助成回数」は、通算1回目の助成認定時における治療開始日時点の年齢で決定し、固定されます。39歳までに初めて助成認定を受けた場合、40歳を超えても通算回数は6回のままです。
 ※28年度以降は、助成を受けた回数が上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は全て助成の対象外となります。

杉並区

特定不妊治療費助成制度

区では、経済的な負担の大きい特定不妊治療(体外受精および顕微授精)費の一部を助成しています。区の助成の申請期間を変更しましたので、お知らせします。

問い合わせは、杉並保健所健康推進課 ☎33911355へ。

◆申請できる方(本人または配偶者)

次の①~④全てに該当する方。

- ①東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を1年以内に受けている
- ②法律上の婚姻をしている夫婦である
- ③区の助成の申請時に杉並区に住民登録がある
- ④他の区市町村から、同一の特定不妊治療に対し同種の助成を受けていない

◆申請方法

各保健センターに必要な書類を提出してください。詳細は、区ホームページ等をご覧ください。

◆4月1日申請分からの変更点

申請期間が東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定後、6カ月から1年に延長。

不妊専門相談

不妊外来を担当する看護師が、不妊についての専門的な相談に個別に応じます。

時 4月20日(水)①午後1時30分②2時10分③2時50分④3時30分

場 杉並保健所(荻窪5-1-20) 区内在住・在勤・在学の方 各1名(申込順) 申・問

電話で、杉並保健所健康推進課健康推進係 ☎33911355

妊娠や不妊に関する相談を各保健センターで行っています。各保健センター、杉並保健所健康推進課

区からのお知らせ

介護保険

4～7月分の介護保険料
通知書を発送します

介護保険料の支払い方法が納付書払い・口座振替(普通徴収)の方に、28年度4～7月分の納入通知書を4月11日(月)に発送します。

採用情報

福祉事務所面接相談員(嘱託員)

生活・就労相談と母子・父子および女性福祉等の相談受け

ありがとうございました

1～2月のご寄付(敬称略・順不同)

【福祉】佐藤克徳=5000円▷杉並明るい社会づくりの会=100万円▷匿名=10万円【みどりの基金】井荻ハロウィン実行委員会=3859円▷「落ち葉感謝祭2015活動報告展」来場者有志=231円▷杉並第四小学校4年生(27年度)=8000円▷鈴木和博▷鈴木千代子【NPO支援基金】鈴木和博▷(株)アーバンファミリー▷氏名のみ公表分計=2万円

夕方のチャイムが6時に変わります

4月1日～9月30日の間、「夕やけこやけ」のチャイムは午後6時に放送します。

問広報課

募集します

NPO法人すぎなみ環境ネットワーク補助職員

内事務補助・電話受け付け・施設利用受け付け・パソコン事務▽勤務期間 5月1日～29年3月31日(更新可。ただし67歳に達している場合は更新不可)▽勤務日時 月10日程度(土・日曜日、祝日含む)。午前8時30分～午後5時30分▽勤務場所 環境活動推進センター(高井戸東3-7-4)▽募集人数 1名▽報酬 月給9100円▽その他 通勤手当あり 履歴書に作文「環境について考えていること」(様式自由。800字以内)を添えて、4月14日午後5時(必着)までにすぎなみ環境ネットワーク(〒168-0072高井戸東3-7-4)へ郵送・持参 同団体 ☎594118701 他 書類選考合格者には面接を実施 ②応募書類は返却しません

特別区職員「I類」を募集します

29年4月1日以降に特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合および東京二十三区清掃一部事務組合が採用する職員の採用候補者を決定するための採用試験を実施します。
時 第1次試験 6月5日(日) 内
試験区分など 左表のとおり▽
試験案内(申込書)の配布場所 区人事課人事係(区役所東棟5階)・区民事務所・地域区民センター、図書館、就労支援センター、特別区人事委員会事務局申
①インターネット 4月1日午前10時～15日(受信有効)までに特別区人事委員会 <http://www.tokyoz3city.or.jp/sa-you-siken.htm> から申し込み
②郵送 4月1日～13日(消印有効)に特別区人事委員会事務局

局任用課(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1) 問特別区人事委員会事務局任用課採用係 ☎521019787 他特別区職員「I類」(土木・建築新方式)Ⅲ類、経験者採用試験・選考、身体障害者採用選考も主な受験資格等が発表されています。詳細はお問い合わせください
◇I類採用試験「土木・建築新方式」を9月に実施します
I類の「土木造園(土木)」「建築」は、「一般方式」(6月5日(日)第1次試験実施)に加え、「土木・建築新方式」を9月に実施します。受験資格・試験方式等の詳細は、特別区人事委員会ホームページをご覧ください。
なお、「土木・建築新方式」と「一般方式」は併願できません。

〈特別区職員I類 試験区分など〉

試験区分	採用予定数	主な受験資格 (29年3月31日現在)	
事務	940名程度	日本国籍を有する昭和60年4月2日～平成7年4月1日に生まれた方(事務は点字でも受験できます)	
土木造園	47名程度		
建築	15名程度		
機械	42名程度		
電気	25名程度		
福祉	68名程度	国籍を問わず、昭和62年4月2日～平成7年4月1日に生まれ、社会福祉士もしくは児童指導員の資格を持つ方または保育士となる資格を持ち都道府県知事の登録を受けている方	
衛生監視	①衛生	29名程度	日本国籍を有する昭和62年4月2日～平成7年4月1日に生まれた方(①は食品衛生監視員および環境衛生監視員の資格を持つ方)
	②化学	3名程度	
保健師	70名程度	国籍を問わず、昭和52年4月2日～平成7年4月1日に生まれ、保健師の資格を持つ方	

(注) 1. 受験資格のうち年齢要件は次のアまたはイの要件に該当する方も含みます。ア. 平成7年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した方(29年3月までに卒業見込みの方を含む)イ. 上記アと同等の資格があると特別区人事委員会が認める方
2. 受験資格のうち資格・免許は、29年3月31日までに発行される国家試験等により資格・免許を取得見込みまたは登録見込みの方も含みます。
3. その他の受験資格等の詳細は、試験案内を参照してください。

カラスによる被害を減らしましょう

毎年4～7月ごろは、カラスの繁殖期にあたります。この時期の親鳥は非常に警戒心が強く、区民の方からカラスに威嚇や攻撃を受けたなどの相談が数多く寄せられます。このような被害を減らすため、身近なところからカラス被害の対策をしましょう。
—— 問い合わせは、環境課生活環境担当へ。

カラス被害の対策 4つのポイント

- ① 巢の材料になる針金ハンガーは片付けましょう
都会のカラスの巢の材料は、ほとんどが針金ハンガーで作られています。カラスにとって調達しやすい針金ハンガーは、使った後に必ず片付けましょう。
② 巢を掛けやすい枝はなくしましょう
自宅の敷地内に葉や枝が多い樹木がある場合は、適宜剪定を行い、枝に巢が掛けないようにしましょう。以前に巢を作られたことのある木は、早めに剪定をしましょう。
③ カラスの餌場をなくしましょう
都会のカラスにとって栄養豊富な食べ物やゴミを簡単に得ることができるごみ集積所は格好の餌場です。ごみ集積所では、カラスネットやごみ収集ボックスを利用するなど、ごみ集積所が餌場とならないようにごみの出し方を工夫し、しっかりと管理しましょう。
④ カラスの餌付けはやめましょう
カラスが人の身近なところ

年金

28年度の国民年金保険料

28年度の国民年金保険料は、月額1万6260円です。4月上旬に日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。また、国民年金保険料には1

健康

BCG予防接種が東京23区で接種できるようになりました

BCG（結核予防）接種は杉並区との契約医療機関のほか、東京23区の契約医療機関でも杉並区の子診票を使って接種ができるようになりました。希望する場合は、事前に医療機関に問い合わせの上、接種してください。

税金

納税の猶予制度が新しくなりました

4月1日以降に納期限が到来する税金は、事業の継続や生活の維持が困難な場合、本人の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限って分割納付をすることができま

その他

住宅の耐震無料相談

区内在住の児童・生徒と同居の保護者で、次のいずれかに該当する方①現在、福祉事務所の生活保護を受けている②27年4月1日以降に、生活保護が停止・廃止になった③27年中の世帯員全員の総所得金額の合計が、教育委員会

1階ロビー 建築課耐震改修担当 他図面などがある場合は持参 行政相談

国の仕事（年金・保険・福祉等）の苦情や要望を行政相談委員がお受けします。

時 4月8日(金)午後1時～4時 区政相談課(区役所東棟1階) 区政相談課

第3土曜日の法律相談

時 4月16日(土)午後1時～4時 場 相談室(区役所西棟2階) 内 土地・建物・相続など法律上のこと 定 12名(申込順。1人30分) 申 4月11日～15日午前8時30分～午後5時に、専門相談予約専用 ☎ 5307-0617 または 区政相談課窓口で予約 区政相談課 法律相談は、月・金曜日の午後実施(事前予約制)

マンション管理無料相談

時 4月14日(木)・28日(木)午後1時30分～4時30分 場 区役所1階ロビー 対 区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者ほか 定 各日3組(申込順) 申 杉並マンション管理士会 ☎ http://sunami-mankan.org から申し込み。申込書(区ホームページから取り出せます)を、同会 FAX 3393-3652 へファクス 同会 ☎ 3393-3680

地価公示価格の閲覧

1月1日現在の杉並区内の地価公示価格は、次の場所で閲覧できます。

内 閲覧場所 都市計画課(区役所西棟5階) 区政資料室(西棟2階) 区民事務所 都市計画課 他 国土交通省 ☎ http://tochi.mlit.go.jp/ からご覧になれます

障害者差別解消法が施行されました

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すため、「障害者差別解消法」が施行されました。

い範囲で配慮を行うことです。例 段差の解消(改修やスロープの設置)、窓口等での筆談や読み上げでの対応

不当な差別的取扱いの禁止

不当な差別的取扱いとは、正当な理由もなく、障害があるというだけでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。例 車いすの利用や、盲導犬を連れてくることを理由に、入庁や入店を断られた

合理的配慮の提供

合理的配慮の提供とは、障害のある人から何らかの配慮を求め、その意思の表明があった場合に、「社会的障壁」を取り除くための必要かつ負担になりすぎない範囲で配慮を行うことです。

「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」の策定

このたび「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」を策定しました。本整備方針では、今後10年間で優先的に整備すべき路線などを示しているほか、建築制限緩和の範囲を全ての都市計画道路に拡大します。詳細は、各自自治体にお問い合わせください。

行政不服申立て制度が全面改正されました

国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とし、行政庁の処分に対して不服を申し立てる制度について定める「行政不服審査法」が、公正性および使いやすきの向上などの観点から改正されました。

公正性の向上

処分に関与しない職員(審理員)が審査請求人と処分庁(処分を行った行政庁)の主張を公正に審理する。 裁決(不服申立てに対する判断)について、有識者からなる第三者機関が妥当性を点検する。 処分庁が審理手続において提出した書類の写しの交付を求めることができるとともに、審査請求人の権利を拡充する。

使いやすきの向上

不服申立てをすることが出来る期間が60日から3カ月に延長。 これまで「異議申立て」、

「審査請求」等があった不服申立ての手続きが、原則として「審査請求」に一元化。 審査請求に対する裁決をするまでに通常要する期間を定める努力義務を設けることなどによる、迅速な審理の確保。 不服申立てに対する裁決を経た後でなければ裁判所に訴えを提起することができない不服申立前置を定めている法律について見直しが行われたことによる、不服申立前置の廃止・縮小。 改正の詳細については、総務省ホームページをご覧ください。



「すぎなみ学倶楽部」からちょっといい話をお届けします。

花見散歩は 楽しめましたか



すぎなみ学倶楽部HPへ

今年も桜が美しい季節を迎えました。区内には善福寺公園、和田堀公園、井草八幡宮やライトアップがすてきな大宮八幡宮など、桜の名所がたくさんあります。

桜の木の下でにぎやかなうたげを催すのも花見の楽しみ方の一つですが、美しい自然の営みを鑑賞しながらの花見散歩はいかがでしょう。

馬橋の氏神様を祀った「馬橋稻荷神社」は阿佐ヶ谷駅と高円寺駅間の住宅街にある神社です。ここにはいくつかの絵になる景色があります。まず、朱色の「一の鳥居」と桜の鮮やかなコントラスト。

その奥に構えるのは縁起が良いとされる昇龍と降龍が彫られている「双龍鳥居」。また、「西鳥居」横にあるハナモモの濃いピンク色と遠くに見えるソメイヨシノとの競演、荘厳な神殿とした桜のしなやかな曲線

も情緒あふれる風景です。写真を撮るにはおあつらえ向きのスポットです。

約1.5kmの間に400本もの桜がある善福寺川緑地で桜並木を見ながら、「田端神社」を訪ねるコースもおおすすめです。荻窪1丁目の閑静な住宅街にある「田端神社」は、参道の入り口にある桜のトンネルが、参拝者を出迎えます。御祭神の1つは大国主命で、足痛、腰痛に靈験があるといわれ、社殿には参拝者が病気を治してもらった返礼に奉納したという杉並区有形民俗文化財指定の小槌が多数残っています。趣深い花見を楽しみながら、散策してみませんか。



写真提供:すぎなみ学 検索

すぎなみ学倶楽部では区内の神社を26社紹介しています。また、特集のコーナーでは、区内のおすすめ花見スポットを紹介しています。いつもと違う花見スポットを探しに出掛けませんか。(館)

すぎなみ学倶楽部ホームページ
文化・雑学▷寺社
特集▷お花見ポイント

産業振興センター観光係 ☎5347-9184

杉並区文化芸術活動 助成事業



杉並区文化芸術活動助成事業

ハート・トゥ・アート

アートを売るフリーマーケットを先駆的存在として実施してきた「ハート・トゥ・アート」が、アートの展示、作品販売、パフォーマンス等を行います。

時 4月9日(出)~11日(月)午前11時~午後8時 場 セシオン杉並(梅里1-22-32)、蚕糸の森公園(和田3-55-30) 問 ハート・トゥ・アート実行委員会 渡辺 ☎090-9301-3700

杉の樹大学 28年度生募集



未来へ向けて、現在を学ぶ
33年目の杉の樹大学

杉の樹大学は年間を通して、講座の受講、自主研究、仲間づくりを行い、地域活動や自己啓発を目指す、シニアのための「大学」です。

時 5月10日~29年3月21日の火曜日、午前10時~正午(計32回) 場 高井戸地域区民センター 内 教養・地域・国際理解を年間テーマにした「学び」の実施 対 区内在住で60歳以上の方(既受講者は除く) 定 60名(抽選) 費 教材費・交通費 申 往復ハガキ・Eメール(11面記入例)に応募動機も書いて、4月18日(必着)までに杉の樹大学事務局(〒168-0072高井戸東3-7-5高井戸地域区民センター内) suginokibosyu28@cb-sugiplu.org 問 事務局 ☎6316-3354

28年度「公園から歩く会」

〈28年度「公園から歩く会」開催日〉

認知症に効果があるウォーキングをしましょう。ウォーキングを継続するには、仲間と会ったり歩く楽しみを見つけることが大切です。

—問い合わせは、荻窪保健センター ☎3391-0015へ。

時・場 右表のとおり。いずれも、午前10時~正午(9時30分から受け付け開始) 対 区内在住の65歳以上で自立して5・6km程度(妙正寺公園のみ2~4km程度)歩ける方 他 リュックサックに歩きやすい服装で、飲み物・帽子(無い場合は参加不可)を持参

会場・集合場所	開催日	会場・集合場所	開催日
善福寺公園(善福寺2・3丁目)▷ポート乗り場前	第1火曜日(5月5日、29年1月3日を除く)	和田堀公園(大宮1・2丁目)▷大宮八幡宮大鳥居	第3火曜日
善福寺川緑地(成田西3丁目)▷杉二小前広場	第1金曜日	読書の森公園(荻窪3-39-16)▷正門	第3金曜日
高井戸地域区民センター(高井戸東3-7-5)	第2水曜日	妙正寺公園(清水3-21-21)▷遊具広場	第4火曜日
井草森公園(井草4-12-1)▷管理事務所前広場	第2木曜日	馬橋公園(高円寺北4-35-5)▷管理棟前広場	第4水曜日
蚕糸の森公園(和田3-55-30)▷管理事務所前広場	第2金曜日	柏の宮公園(浜田山2丁目)▷遊具広場	—

※①雨天の場合および祝休日は中止です。②夏の猛暑日などは、距離の短縮や中止することがあります。③8月は休会です。

・ 春の健康づくりフェスタ (施設開放デー) *・*

時・内・定・費 4月27日(水)下表のとおり。いずれも申込順場 ヴィムスポーツアベニュー(宮前2-10-4) 対 区内在住で16歳以上の方 申・問 ②~⑦は電話で、ヴィムスポーツアベニュー ☎3335-6644(午前11時~午後6時) 他 詳細は、同施設HP <http://vimsports.net> 参照

内容	時間・内容・費用	定員
①施設開放	午前10時~午後6時=マシンルーム・スカッシュ・ゴルフが自由に利用可(プールのみ2時まで。一部コース制限あり)	—
②マシンルーム	午前10時~午後5時=パーソナルトレーニング(30分。540円)	各時間2名
	午前11時、午後1時、4時=グループトレーニング(各30分)	各6名
③スタジオ	午前10時30分~11時15分=ウェープリングストレッチ	各25名
	午前11時~11時45分=ゆがみケア	
	正午~午後0時45分=ピラティス	
	午後3時~3時45分=コクーンスタイルヨガ(864円)	

内容	時間・内容・費用	定員
④スカッシュ体験	午前10時30分~11時30分、午後1時30分~2時30分=はじめてスカッシュ(初心者。グループレッスン)	各4名
	正午~午後1時、3時~4時=エンジョイスカッシュ(ゲーム形式1人15分)	
⑤プール	午前10時30分~11時=腰痛改善プールエクササイズ	各15名
	午前11時30分~正午=膝痛改善プールエクササイズ	
	午後0時30分~1時=水中ウォーキングレッスン	
⑥清泉クリニック	午後1時30分~2時30分=肩・膝痛改善講座	25名
⑦おやこみゅプログラム	午前10時~11時30分、午後1時~3時=子どもの教室(絵画・工作・英語であそぼう等)の開催(1歳半~3歳の託児あり(事前申込制。60分))	各15名
⑧身体年齢測定	午前10時~午後5時=身体年齢、内臓脂肪、筋肉量等を測定	—

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日から(指定があるものを除く)。
※市外局番「03」の表記を省略しています。

●発行日…毎月1日・11日・21日
●杉並区役所 ☎3312-2111(代表) 〒166-8570阿佐谷南1-15-1



すぎなみ地域大学

5～7月開講講座の受講生を募集します

すぎなみ地域大学で地域活動に必要な知識や技術を学び、仲間を助け、地域社会に貢献する人材や協働の担い手として、活躍してみませんか。——問い合わせは、協働推進課地域人材育成係 ☎3312-2381へ。

公開講座・講演会

★区民ライター&区民カメラマン講座から

江戸時代の杉並

～90分間の時間旅行で杉並の昔を知る

【日時】5月14日(土)午前10時30分～正午
【場所】細田工務店(阿佐谷南3-35-21)
【講師】東京学芸大学教授・大石学(右写真)
【定員】80名(申込順)



★ウォーキング・リーダー講座から

歩いてのばす健康寿命!

～10歳若返るウォーキング実践法

【日時】5月31日(火)午後1時～3時
【場所】センオン杉並(梅里1-22-32)
【講師】松本大学大学院健康科学研究科教授・根本賢一(右写真)
【定員】80名(申込順)



★食育ボランティア講座から

みんなで考えよう健全な食生活

～食・農・環境と食育の関わり

【日時】6月15日(水)午後2時～4時30分
【場所】杉並保健所地下講堂(荻窪5-20-1)
【講師】東京農業大学国際食料情報学部食料環境経済学科准教授・上岡美保
【定員】50名(申込順)

★すぎなみ地域大学・すぎなみ大人塾共同開催講演会

この社会を読み解く大人の基礎知識

～メディアのウソ、メディアのほんとう

【日時】5月21日(土)午前10時30分～午後0時30分
【場所】センオン杉並(梅里1-22-32)
【講師】荻上チキ(右写真)
【定員】400名(申込順)



——(いずれも)——

☎電話で、協働推進課地域人材育成係

5～7月開講講座【通常講座】一覧

講座名	日時・費用・定員(抽選)	締め切り日
救急協力員講座	5月14日(土)・15日(日)午前9時～午後1時30分(いずれか1日) 定各25名 費各500円	4月22日
学校介助員ボランティア講座	5月19日(木)・26日(木)、6月9日(木)午前10時～正午(計3回) 定30名 費1500円	4月22日
区民ライター&区民カメラマン講座	5月14日(土)・21日(土)・28日(土)、6月11日(土)・18日(土)、7月9日(土)・16日(土)午前10時～午後1時(計8回。6月20日～30日に1日実習あり) 定20名 費3500円	4月25日
地域活動のためのコミュニケーション講座「話す」	5月25日(水)、6月1日(水)・8日(水)午後6時30分～9時(計3回) 定15名	5月9日
ウォーキング・リーダー講座～ウォーキングの正しい知識を習得し、ウォーキング活動を推進しよう!	5月31日(火)午後1時～3時45分、6月2日(水)午後2時～5時30分、9日(水)・16日(水)・23日(水)・30日(水)、7月7日(水)・14日(水)・21日(水)午後2時～5時(計9回) 定20名 費4000円	5月10日
食育ボランティア講座	6月1日～7月6日の毎週水曜日、午後2時～4時30分(計6回) 対区内在住の方 定30名	5月13日
森林ボランティア育成講座	6月～30年3月の主に隔月第2土曜日、午前9時～午後3時(計12回) 対区内在住で18歳以上の方 定15名 費交通費ほか	5月16日
福祉車両運転協力員講座	6月12日(日)・19日(日)・26日(日)午前9時30分～午後5時30分(計3回) 対おおむね68歳未満で普通自動車運転免許取得後3年以上経過した方 定20名 費1500円	5月20日
「今日から始める」地域力向上プロジェクト	6月25日(土)、7月2日(土)午前9時～午後5時(計2回) 定20名	6月3日
救急協力員指導者講座	7月9日(土)・16日(土)・17日(日)・18日(祝)午前9時～午後5時(計4回) 定25名 費2000円	6月17日

※対象の記載がないものは、区内在住・在勤・在学の方。

通常講座の申し込み方法は以下の2通りです

① 申込書で申し込み

募集案内のデザインが変わります!!

①「募集案内」(右写真)を入手します

募集案内はこちらにあります
区役所(1階ロビー)、区役所分庁舎、区民事務所、地域区民センター、区民集会所、図書館、杉並ボランティアセンター、すぎなみ協働プラザ、保健センター

すぎなみ地域大学ホームページからも取り出せます

すぎなみ地域大学 検索



②受講したい講座を選択し、「募集案内」にある申込書に記入します

③郵送・持参・ファクスで応募します
協働推進課地域人材育成係(〒166-0015成田東4-36-13杉並区役所分庁舎2階FAX3312-2387)



② インターネットで申し込み

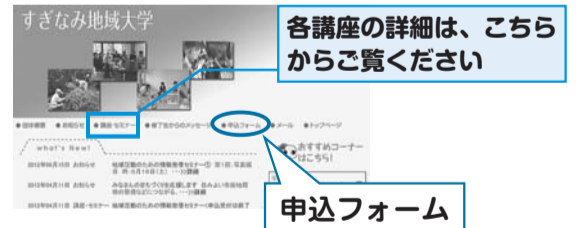
すぎなみ地域大学 ☎http://www.sugi-chiiki.com/tiikidaigaku/

①インターネットで検索します

地域コム 地域大学 検索



▲地域コムにアクセスできます



各講座の詳細は、こちらからご覧ください

申込フォーム

②受講したい講座を選択し、画面上部の「申込フォーム」から入力し、送信します

③すぎなみ地域大学から申し込み受信確認のメールが届きます(メールが届かない場合は、申し込みが完了していませんので、協働推進課地域人材育成係 ☎3312-2381へお問い合わせください)

各講座の詳細な日程、内容は募集案内・すぎなみ地域大学ホームページをご覧ください

凡例 時=日時 場=場所 内=内容 師=講師 対=対象 定=定員 費=参加費(記載のないものは無料)
申=申し込み(記載のないものは直接会場へ) 問=問い合わせ 他=その他 【記号】☎=Eメールアドレス ☎=ホームページアドレス

凡例 時 日時 場 場所 内容 師 講師 対 対象 定 定員 費 参加費 (記載のないものは無料) 申 申し込み (記載のないものは直接会場へ) 問 問い合わせ 他 その他 記号 Eメール アドレス ホームページ アドレス

ハガキ・ファクス・Eメール 申し込み記入例
1 行事名・教室名 (希望日時・コース名)
2 郵便番号・住所
3 氏名(フリガナ)
4 年齢
5 電話番号(ファクス番号) 1人1枚
申込先の住所・ファクス番号・Eメールアドレスは、各記事の申で確認ください。

催し EVENT

- のまりんの紙芝居劇場
関西弁で紙芝居をする「のまりん」こと野間成之さんによる公演です。
■うたごえサロン
ピアノの伴奏に合わせて懐メロやフォークソングなどを一緒に楽しく歌います。
■おはなしたまごのおはなしパーティー

講演・講座

- 犬のしつけ方・ふれあい教室
◆犬のしつけ方教室
◆犬とふれあい教室
■5月「始めたいひとのウォーキング講座」

方教室希望の方は⑥参加時間⑦犬の名前・犬種・性別・年齢(月齢)を書いて、4月14日(消印有効)までにみどり公園課管理係(問)係(他)見学も可

■はじめてのボランティア説明会
これからボランティア活動を始めたい方を対象にした基本的な説明会です。
■障害者のための各種教室

■はじめてのボランティア説明会
これからボランティア活動を始めたい方を対象にした基本的な説明会です。
■障害者のための各種教室

(障害者のための各種教室)

Table with 3 columns: 教室名, 日時・費用, 講師

※いずれも8月を除く。各計10回。
■女性再就職支援セミナー〜ココだけ押さえれば大丈夫! 私らしく働くための自己理解と仕事の探し方



■5月「始めたいひとのウォーキング講座」
ウォーキングの楽しみを見つけて、習慣化するためのコツを学ぶ入門講座です。

ゆうゆう館は高齢者向け施設ですが、(対)に指定がなければ区内在住・在勤・在学の方ならどなたでも参加できます。

Table with 3 columns: ゆうゆう館名, 内容, 日時

※申し込み・問い合わせは、各ゆうゆう館へ。第3日曜日は休館です。いずれも、長寿応援対象事業。

女性のためのお話し体験
日常の出来事・家族・友人のこと、もやっとしている気持ち、自慢したいことなどお話ししませんか。
西荻図書館(西荻北2-33-9 ☎3301-1670)

法人杉並さわやかウォーキング(対)区内在住の65歳以上で日常生活に介助の必要がない方(定)各日各回20名(抽選)申往復ハガキ(記入例)で、4月22日(必着)までに荻窪保健センター「始めたいひとのウォーキング講座」担当(〒167-0051荻窪5-20-1)問同センター☎3391-0015(他)ウォーキング記録ノートを差し上げます。長寿応援対象事業

就労支援センター

- ◇模擬面接! マナー・自己PR・質問への応答方法を伝授
立ち居振る舞いや想定外の質問等への応答を採用担当者の目線で教えます。
◇ハローワーク職員が解説する「求人票の見方」
◇「かわす力」養成セミナー

環境活動推進センター

- ◇おもちゃのクリニック
◇我が家の屋根に乗せるなら…太陽光発電or太陽熱温水器
◇ネイチャーゲーム とびだせ! はらっぱ

広告 ちょっと待って! その老人ホーム選び 実績16年 累計ご相談案件数50,000件 0120-510-720 有料老人ホーム紹介センター あいらび入居相談室

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。



4月6日(水)～15日(金)の間、春の全国交通安全運動を実施します。

この春入学したばかりの児童は通学に不慣れな子供も多く、運転者は特に注意が必要です。子供や高齢者を見かけたら、徐行したり、横断を終えるまで待つなど、思いやりのある運転を心掛けましょう。

—問い合わせは、区交通対策課 ☎5307-0793 または各警察署 (杉並 ☎3314-0110 / 高井戸 ☎3332-0110 / 荻窪 ☎3397-0110) へ。

◇運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止

◇運動の重点

- 自転車の安全利用の推進 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止

＊小学生の安全を守りましょう

地域の力で通学時の安全を守りましょう。

＊交差点ではドライバーとアイコンタクトをしましょう

青信号でも、左折する車が、進入してることがあります。横断する前に、ドライバーの目を見てから渡りましょう。



＊前照灯を早めに点灯しましょう

車両(自転車を含む)は夕暮れ時(午後4時くらい)から点灯しましょう。

＊路上寝込み者を発見した際は通報しましょう

路上で寝ている人を見つけたら、「110番通報」をしてください。

＊自転車は車両です！

ドライバーとしての意識を持って、ルールとマナーを守り、安全に利用しましょう。

＊ヘルメットを着用しましょう

自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。あなたの命を守ります。



自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号順守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用

◇有料制自転車駐車場をご利用ください

区では、駅周辺に41カ所の有料制自転車駐車場を設置しています。このほか、1～2時間無料で駐車できる民間の自転車駐車場が多数あります。

◇放置禁止区域内に放置された自転車はすぐに撤去します

区は駅周辺を放置禁止区域に指定しています。この区域内に放置された自転車は、警告後も移動がない場合、置いていた時間や理由にかかわらず撤去します。

「歩行者専用道路標識」をご存じですか

右の標識のある道路は、歩行者の通行のために設けられた「歩行者専用道路・歩行者用道路」であり、車は通行することができません。標識の下に、「7.30-9 13-15」のような補助標識がある場合、その時間帯は、車両の通行が禁止されています(通行許可を得ている場合を除く)。

学校周辺の通学路に多く設置されています。児童の交通安全のためにも、この標識がある場合は、特に時間帯に注意して交通ルールを守りましょう。



高井戸交通安全のつどい

- 【日時】 4月4日(月)午後2時30分～4時30分
 【場所】 浜田山会館(浜田山1-36-3)
 【内容】 第1部=式典
 第2部=指人形による交通安全教育
 第3部=いきいきクラブによる舞台、東京ガールズによる三味線演芸
 【対象】 区内在住の方
 【問い合わせ】 高井戸警察署交通課交通総務係 ☎3332-0110

親子自転車教室

- 【日時】 4月9日(土)午前11時～午後1時
 【場所】 マクドナルド井の頭通り高井戸店駐車場(高井戸東4-2-4)
 【内容】 白バイ、パトカー乗車体験、ピーポくんと記念撮影
 【対象】 区内在住・在勤・在学の親子
 【問い合わせ】 高井戸警察署交通課交通総務係 ☎3332-0110

